



●今月のことば

「リスクのないところにビジネスはありますか」

『下町ロケット』(池井戸潤・著) から

TOPICS

▶ ふるさと納税は年末調整の対象外

今年はメディア等で大きく取り上げられたこともあり、ふるさと納税をされた方も多いのではないのでしょうか。

しかし、年末調整ではふるさと納税に対する控除を受けることができませんので、注意が必要です。

▶ 基本的には確定申告が必要

ふるさと納税をした方は、地方自治体から送付される「寄附金受領証明書」を添えて確定申告が必要です。

また、ふるさと納税を行う際に「ワンストップ特例制度」の手続きをされた方でも、何らかの理由で確定申告をする際には、寄附金に関する申告も同時に行う必要があります。



▶ 年末調整で処理できない所得控除

「寄附金控除」のほかに、多額の医療費がかかった場合に受けられる「医療費控除」や、災害や盗難などによって損害を受けた際に受けられる「雑損控除」も、年末調整の対象外となっています。

▶ 税額控除は基本的に年調対象外

所得税額から一定の金額を直接控除する税額控除は、基本的に年末調整では控除を受けることができません。

ただし、住宅ローン控除については、適用2年目以降は年末調整で控除を受けることが可能です。

▶ うっかり忘れた場合はどうする?

うっかり去年のふるさと納税の申告を忘れていたという方も、申告期限から5年間であれば、「還付申告」が可能です。

ただ、別の理由で去年の確定申告をされた方については、還付申告ではなく「更正の請求」という別の手続きが必要です。

(山本)

たばこ、白く霽る事務所、軽減税率の代替財源の巻

会計事務所を開業したころは、仕事がなく事務所であたばこを吸ってばかりいました。広くない事務所、たばこの煙で全体が白く霽（もや）がかっているなんてこともありました（少し大げさですが…）

いまは、たばこは吸いません。

でも、たばこを吸う人は生きにくい時代だなどとおもいます。オフィスで吸うなんてとんでもないし、外でも吸う場所を探すのにひと苦労。それに、たばこの値段ときたら…



たばこの値段といえば、消費税の軽減税率の穴埋めとして、たばこ税が目をつけられたようですね。消費税に軽減税率を導入すれば、当然、もくろんでいた税収が確保できません。その穴埋めとしてたばこ税の値上げが検討されるんだとか。

たばこ税は、じつは、旧国鉄の借金返済の財源にもなっています。その上、消費税の負担までとなると、それこそ、たばこを吸う人の国家財政に対する貢献度、非常に大です。でも、そのわりにだれも褒めてくれない。逆に煙たがられる。

いや～、たばこを吸う人には生きにくい時代になりましたね（わたしは、たばこは吸いませんけど…）。

*ちなみに、いま予定されている軽減税率は8%です。それじゃいまと変わらないじゃん、どこが軽減なの、ですって？ 軽減税率は、税率が10%に値上げされるときに導入予定ですからね。標準税率が10%になれば、いまの8%でも軽減税率になるのです。



(駿馬)



◎編集後記

趣味の将棋からちょっと離れていたのですが、久々に詰将棋の本を読んで帰りました。詰将棋とは、将棋のルールに則って一人で楽しめるようにできているパズルの様なものです。これが、久々だからか楽しくてしょうがありません。元々知っている知識の部分でも新しい発見があったりして、こういうことを示してくれる詰将棋の作家はすごいなと素直に感動します。電車内でニヤニヤしすぎて、危ない人にならないように気をつけます。 (和崎)

●今月のすし

◆11.11.11月11日は、なんと、ポッキー&プリッツの日。決めたのは江崎グリコですが、日本記念日協会(こんな協会がある!)の“公認”だそうです。

